

国民健康保険証(国保証)の切替時期です ～国民健康保険税の納め忘れはありませんか～

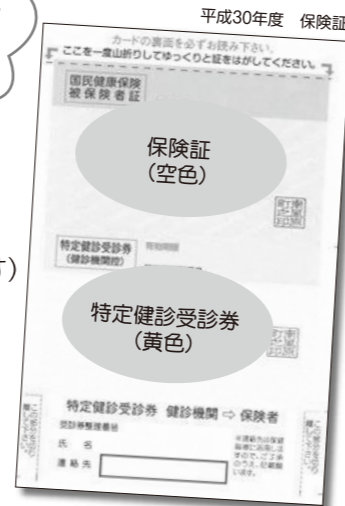
お持ちの国民健康保険証の有効期限は**3月31日**までです。
4月からは使用できませんのでご注意ください。

※次の世帯は届出が必要です。

- 世帯員の増減がある(転入、転出、転居など)
- 世帯員で社会保険などに加入した人がいる
※手続きには、全員の社会保険証が必要です。
- 返納金の支払いがまだの世帯
※国保資格がない方が国保証を使用した場合の支払い(ハガキを郵送致します)
- 交通事故等の届出を国保年金課へ提出していない(ハガキを郵送致します)
- その他の届出がまだの場合



新しい保険証は
空(そら)色
だよ!



☆8期以前(1月31日納期限)に未納のある世帯へハガキをお送りしております。下記の期日に役場1階 国保年金課で納付してください。

保険証が送付されなかった世帯の切替日程表		
月日	行政区	受付時間
3月5日(月)	与那覇・宮城	9:00～11:30
	大名・新川・東新川	13:00～16:30
3月6日(火)	宮平・慶原・北丘ハイツ・宮平ハイツ	9:00～11:30
	兼城・本部	13:00～16:30
3月7日(水)	喜屋武・照屋	9:00～11:30
	山川・神里	13:00～16:30
3月8日(木)	津嘉山	9:00～16:30
	兼本ハイツ・第一団地	9:00～11:30
3月9日(金)	兼本ハイツ・第一団地	9:00～11:30
	第二団地	13:00～16:30

国保税は滞納せずにご相談ください

災害等政令で定めた特例の事情がないのに、長い間保険税を滞納し、納付相談などにも応じない世帯には、やむを得ず次のような措置がとられます。

- ① 国保証を返してもらい、被保険者資格証明書*を交付する場合があります。その場合、医療費が全額自己負担となります。
- ② 保険給付の全部または一部が差し止められます。
- ③ ①②の措置を受けても納付しないときは、差し止めている給付から滞納分が控除されます。
- ④ 財産の差し押えなどの処分を受ける場合があります。

*被保険者資格証明書は、被保険者であることを証明するだけのもので、国保証のように医療費の保険給付は受けられません。
滞納した国保税が完納されたり、額が著しく減少したとき、特別の事情が認められたときには、改めて保険証が交付されます。

- ★納付が困難なときは、ご相談ください。
- ★4月2日は国保税第10期の納付期限です。



保険税納付指導員

お問い合わせ 国保年金課 ☎ 889-1798

4月15日(日)は町長選挙の投票日です。

みなさんそろって投票しましょう。

任期満了に伴う南風原町長選挙の投票日は4月15日(日)です。私たち南風原町民にとって身近な選挙であり、町政を託す町長を選ぶ大事な選挙です。

- 投票日時:平成30年4月15日(日) 7:00～20:00
- 投票所:第1投票区「イオン南風原ショッピングセンター1階イベント広場」
第2投票区「町立中央公民館」
第3投票区「町立津嘉山小学校 体育館」
- 今回投票できる方:平成12年4月16日までに生まれた方(4月16日生まれを含む)で、平成30年1月9日までに転入届出をし、引き続き居住している方



※広報はえばる2月号に掲載した「今回投票できる方」の内容に誤りがありました。
(誤)平成12年4月15日までに生まれた方→(正)平成12年4月16日までに生まれた方

期日前投票の日時

- 期間:4月11日(水)～4月14日(土)
- 時間:8:30～20:00
- 場所:南風原町役場



お問い合わせ 南風原町選挙管理委員会事務局 ☎ 889-4415 または ☎ 889-4253

平成30年度

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり予定します。

期 間 4月2日(月)～5月31日(木) 8:30～17:15
※土日、祝日を除く

場 所 税務課(役場2階)

縦覧範囲 土地・家屋価格等縦覧帳簿で他の土地や家屋の評価額についても縦覧可能

縦覧できる方 固定資産税の納税者または納税管理人、代理人(代理人の場合は委任状が必要)
(注)本人確認のため、納税通知書または運転免許証等を持参してください。



平成30年度の固定資産税納税通知書の送付は5月です

平成30年度は、3年に1度の固定資産の評価替えの年に当たり、その確認作業のため、毎年4月に送付している固定資産税納税通知書の送付が5月になります。それに伴い、第1期の納期限も5月末日に変更になります。第2期以降の納期限に変更はありません。

●固定資産の評価替えとは

固定資産税の算定の基礎となる土地と家屋の評価額は、3年ごとに見直すこととされています。この評価替えは、3年間における資産価格の変動に対応し、評価額を均衡のとれた適正価格に見直すものです。

お問い合わせ 税務課 資産税班 ☎ 889-4413 ☆納税については…☎ 889-0523